

# 大崎市立古川西小中学校応援団会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は大崎市立古川西小中学校応援団と称し、事務局を本校（大崎市古川渋井字全壮191番地）内におく。

第2条 本会は古川西小中学校の保護者（保護者に代わる者を含む）、地域住民及び教職員並びに本会の趣旨に賛同する者を持って組織する。

## 第2章 目的・活動の基本方針

第3条 本会は次の目標実現のため活動を行う。

- 1 大崎市立古川西小中学校の共通理念である「みんなてづくり、育てる、みんなの学校」を具現化する。
- 2 地域の教育資源（人的・物的）を活用して、児童生徒一人一人の良さを引き出す。
- 3 地域とともにより質の高い教育活動を推進する。
- 4 学区内公民館や地域と学校との結び付きを更に強固なものにする。
- 5 地域住民の活力を高め、地域の活性化を図るとともに地域の絆を深める。

第4条 本会は前条の目的達成のため次の基本方針により活動を行う。

- 1 「学校だけ」から「地域とともに」を合い言葉に地域住民と協働した学校づくり
- 2 安全・安心な学校づくり
- 3 「生きる力（学力 豊かな心 健康な体）」を育む学習環境づくり
- 4 地域（地域の人材）の特色を生かす場面づくり
- 5 児童生徒が地域での役割を果たす場面づくり

## 第3章 構 成

第5条 本会の主な構成は次のとおりである。

- 1 学校関係（学校評議員・教員）
- 2 関係団体代表（地区振興協議会、公民館、社会福祉協議会、民生児童委員、婦人会等）
- 3 保護者（地区サポーター、学年サポーター、学校支援ボランティア、その他全保護者）
- 4 市教委担当者
- 5 趣旨に賛同する方々
- 6 地域コーディネーター

## 第4章 会 合

第6条 本会の会合は総会・事務局会議・地域連携会議・応援団定例会とし、必要に応じ連絡会を開くことができる。

第7条 総会は年1回開く。ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会では事業の計画・会計予算決算・会則の改正、その他会務の運営に必要と認められる事項について協議決定する。

第8条 事務局会議は学校代表職員、地域コーディネーター、地区サポーターで構成し、隔月1回開催する。事務局会議では、事業の検討や予算の執行状況について協議決定する。

第9条 地域連携会議は、学校代表職員、地区振興協議会代表、公民館代表、地域コーディネーターで構成し、年4回開催する。地域連携会議では、関係諸団体と学校が協働して行う事業の検討及び情報共有を行う。

## 第5章 会 計

第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第11条 本会の経費は会費・寄付金・その他の収入をもってあてる。

第12条 本会の会費は年額1,500円とし、学校徴収金として徴収する。

第13条 地区サポーターは監事を兼ねることとし、年1回以上の本会の出納・その他の会計事務の監査をしなければならない。会計の決算は監査を経て総会に報告し、承認を得るものとする。

この会則は、令和6年4月1日から施行する。